

# 碧い湖

第69号 発行:2019年10月21日

aoiumi

Vol.  
69

公益社団法人 滋賀県環境保全協会 広報紙

特集

## 化学物質規制の潮流とリスク管理の促進 事業場立入調査報告から学ぶ

page08 | 会員企業の環境取組紹介

旭化成株式会社 守山製造所

page12 | 新規入会会員のご紹介

# 化学物質規制の潮流と リスク管理の促進

当協会環境アドバイザー  
岸環境経営管理事務所  
岸 孝雄 氏



## 国内外における化学物質管理の潮流

中小企業等の多くは、直接欧州や米国などの海外地域に製品等の輸出をしているケースは多くはありませんが、直接顧客あるいはその先の顧客が製品を輸出していることから、これらの中小企業等も最終的には、製品等の販売先である海外の相手国、或いは欧州などのように相手先地域の法規制の要求を確実に満たすことが必要となってきます。

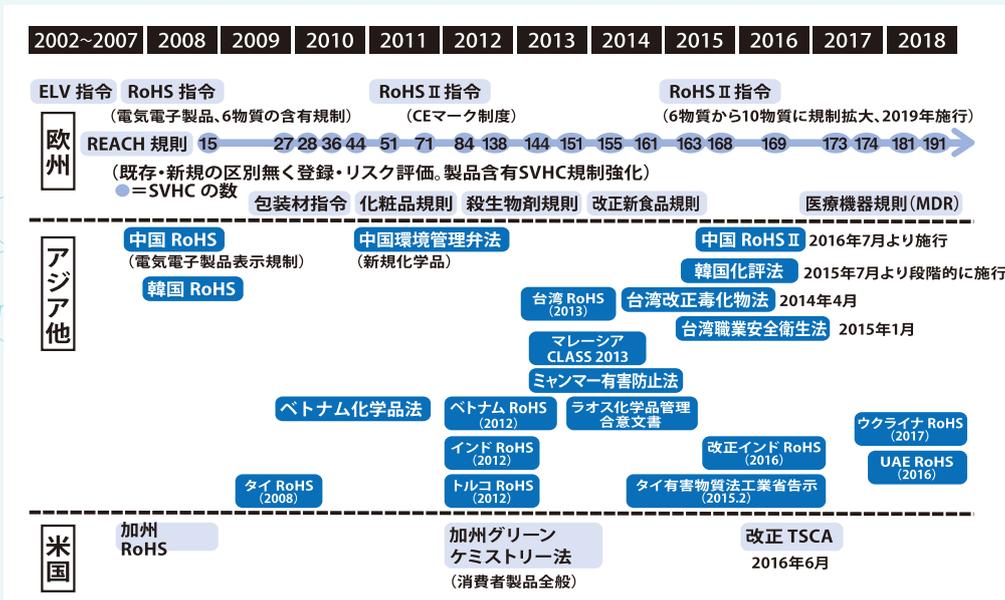
この化学物質管理の流れは、1992年の国連環境開発会議(リオ地球サミット)で、有害化学物質の管理などが40章の分野別に具体的に示された「アジェンダ21」にその源流を見ることができ、この「アジェンダ21」の第19章に、「有害かつ危険な製品の不法な国際取引の防止を含む有害化学物質の環境上適切な管理」に係る右に示す6つのプログラムが提案されています。

このように、リオ地球サミット以降、世界的に化学物質管理に関する国際標準化、国際協調の活動等、国際的に調和した取組が進められてきました。その中には、化学物質に関する有害性情報の分類と表示方法に関する「化学品の分類と表示に関する世界調和システム(GHS)」があり、化学物質安全データシート(SDS)の提供等により、これらの危険情報や有害性情報を伝達することなどが標準化されてきました。

また、2004年に発効した「ストックホルム条約(POPs条約)」では、環境中での残留性、生物蓄積性、人や環境への高い毒性および長距離移動が懸念される残留有機汚染物質の廃絶や最小化を目指すことが決定されて以降は、世界各国において、それぞれの国内法規で化学物質管理に関する規制強化が進められており、この代表的な例が欧州でのRoHS指令やREACH規則であり、日本でも化管法や化審法等の法規制として確立され、随時改正されながら維持されています。

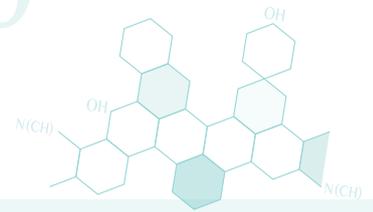
これらの流れから、化学物質規制の基本的な対応は、個別の危険性のみに注目するのではなく、リスク管理の視点で環境に及ぼし得る被害の大きさに着目する方向への潮流の変化に対応する必要があります。

- a 化学リスクの国際的アセスメント  
拡大と加速
- b 化学品の分類と表示の調和
- c 毒性化学品と化学リスクに  
関する情報の交換
- d リスク削減プログラムの設立
- e 国単位の化学品管理の能力の  
高さおよび大きさの強化
- f 毒性及び危険物質の不法な  
国際輸送の防止





## 化学物質規制と化学物質含有規制



化学物質についての規制は大きく「化学物質規制」と「化学物質含有規制」の2つに分かれます。

「化学物質規制」は化学物質そのものについて規制するもので、欧州のREACH規則や日本の化審法などが該当し、「化学物質含有規制」は特定の有害物質の製品への含有を規制するもので、欧州のRoHS指令などの規制が該当します。

欧州各国では、これまで使用済みの廃電気電子機器は主に埋立てや焼却により処理され、埋立地や焼却場からの鉛などによる汚染が問題となっていました。このため、2003年に電気電子機器等への鉛、水銀、六価クロム、臭素系の難燃剤ポリブロモビフェニル(PBB)とポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)、カドミウムの6物質の含有を禁止するRoHS指令が制定され、2019年7月には主に樹脂の可塑剤として使用されるフタル酸エステル系4物質についても一定濃度を超える含有の禁止も追加されました。

また、この他にも廃自動車の部品や材料に含まれる鉛、水銀、六価クロムやカドミウムの一定濃度の含有を禁止するELV指令や、年間一定以上の化学物質を製造または輸入する事業者に対して当該物質の登録の義務付けや、これらの認可対象物質を製造または輸入する事業者が用途毎の申請の義務付けや上市及び使用の禁止、これらの製品を安全に使用するための情報の伝達や登録を義務付けるREACH規則が2006年に制定され、現在に至っています。

米国では、1976年に成立した有害物質規制法(TSCA)に基づき、新規化学物質の製造前届出や化学物質のインベントリーの作成、上市後の規制等を行っており、中国では2010年に成立した新化学物質環境管理弁法(中国版REACH)で、新化学物質の研究、生産、輸入及び加工使用における登録の義務付けと、未登録の化学物質の輸入が制限され、さらに化学品環境管理登記弁法の制定で重点環境管理危険化学品の特定と、危険化学品の製造、輸入を行う企業の該当物質の化学品登記センター(NRCC)への登記の義務付けが規定されています。韓国でも2013年

成立の化学物質管理法で有害性化学物質や許可物質の登録、有害性評価等が規定されています。

一方、わが国では、1968年に発生したポリ塩化ビフェニル(PCB)による健康被害を契機として、1973年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」が制定され、国内で新たに製造または輸入される化学物質(新規化学物質)について事前の届出の義務付け、有害性についての審査を通して人の健康を損なうおそれがある難分解性、高蓄積性の化学物質を第一種特定化学物質として指定し、製造及び輸入を原則禁止としているが、この法令も世界的な潮流に整合させての規制強化の流れにあります。

先に述べた通り、世界的な化学物質規制の高まりから、製品にこれらの規制物質が意図せず含有していたり、原料が使用禁止或いは制限物質に該当していた場合には、取引先への引き渡しができない、或いは製品が返品されるといったビジネスリスクが発生し得る可能性があり、製品含有化学物質に対する管理にあたっては、製品に含有させてはいけない物質(含有禁止物質)の管理、禁止ではないが含有している場合にその量や濃度などの情報伝達を求められる物質(管理対象物質)の管理が必要となっており、納入先各国各地域の最新の規制情報を収集し、原料調達段階に遡って管理することが重要になってきます。

また、自社が生産または引き渡す製品にどのような化学物質がどのレベルまで含有されているのかを正確に把握し、必要な場合には、顧客に関連情報を伝達する必要があります。これらの情報は、サプライチェーン全体を通して伝達、共有することが重要になります。





## 化学物質に係るリスク管理

化学物質規制に対する管理の基本はSDS(化学物質等安全データシート)を確実に使いこなすことでしょう。

SDSは、事業者が化学物質及び化学物質を含んだ製品を他の事業者に譲渡または提供する際に交付する化学物質の危険有害性情報を記載した文書で、労働安全衛生法では、化学物質を安全に取り扱い、災害を未然に防止することを目的に、化学物質を譲渡または提供する場合には、その化学物質の危険有害性等を記載した文書(SDS)を交付するなど情報の提供が義務付けられています。また化管法や毒物及び劇物取締法にも同様の義務付けがされています。

次に製品含有化学物質管理を確実にを行うためには、まず管理の仕組みを構築する必要があります。製品における特定の物質の含有禁止や含有物質の情報開示は製品への要求事項であるため、品質管理マネジメントシステムを構築、運用している組織であれば、製品含有化学物質管理をその中に組み込むことにより効率的に管理の仕組みを構築でき、確実に運用することができます。

まず、購買段階における管理として、サプライヤへの禁止または管理対象化学物質の明示と、当該物質の含有の有無や濃度等の情報等の収集に注意を払うことが必要です。

これには、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の確実かつ効率的な情報伝達スキームとして、経済産業省の主導でアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が母体となって開発したchemSHERPA(ケムシエルパ)の活用が有効です。

一方、取引先の素材メーカー等によって、いつの間にか材料の組成が変更され、事故を引き起こすサイレントチェンジリスクへの管理も重要になってきます。

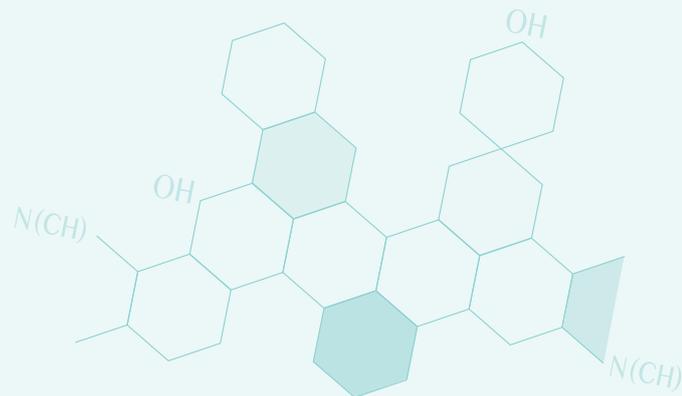
サイレントチェンジは、それが意図的に行われたか否かを証明することは難しく、最終的には完成品を製造したメーカーが責任を負うこともあり、また問題の発覚が遅れると被害額も大きくなることもあり得ます。

これに対してはサプライチェーンがどのように構成されており、それにかかわるサプライヤを事前に十分に把握

し、起こり得るリスクを抽出しておく事が重要になってきます。

次に製造段階では、各工程における変更も製品含有化学物質管理に大きな影響を生じさせる可能性があります。変更の必要性が生じた場合に備えて変更の手順を定め、その手順に従った確実な変更管理と変更内容の記録が重要です。

また、製品と製品が接触することで、他の製品へ化学物質が移行するリスク(移行リスク)への予防策も重要です。例を挙げると、フタル酸エステル類で可塑化された塩化ビニル製品(例えば導電性マット)に樹脂製品等を接触した場合の移行リスクや、夏場や発熱物が近くにあるなどの高温条件下でフタル酸エステル含有物と他の製品との接触による移行や、長時間の接触による移行、接触する圧力が高まることによる移行促進なども注意が必要です。



## 法令遵守と自主的な環境汚染事故未然防止対策

近年、環境問題に関心が高まるにつれ、企業の社会的責任がより強く求められています。事業者の皆様、環境への配慮は十分でしょうか。自主管理対策の確立等にお役立てください。

### 事業場立入調査とは

水質汚濁防止法や大気汚染防止法、滋賀県公害防止条例等の環境関係法令により規制される事業場を主な調査対象としており、特に表1に掲げる事業場を中心に、県および市町の連携のもと、排水や排ガス、騒音・振動、廃棄物の各分野における法令の遵守状況を総合的に調査しています。

また、事業場の自主的な環境リスク管理のレベルアップを促進し公害の未然防止に寄与するとともに、「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づく事業者の取組支援も目的としています。平成30年度は全県（大津市を除く。）で202事業場に対して939件の指導等を行いました。

表1

#### ++ 調査対象 ++

- 事業場のうち**
- 有害物質等を排出するおそれのある工場等
  - 過去の工場排水や排ガスの検査結果等から判断して、現況を把握する必要がある工場等
  - 浸水リスクが高いと見込まれる工場等
  - 新設された工場等や近年届出が提出されていない工場等などで、立入調査を実施して現況を把握する必要がある工場等
  - 上記以外で立入調査をして現況を把握する必要があると判断する工場等

### 調査の内容

関係法令に基づく届出事項を元に、施設の使用状況、排水や排ガスの自主測定の実施結果、産業廃棄物の保管状況等を確認しています。また、近年突発的な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）が頻発している状況等も踏まえつつ、油流出等の水質事故に備えた資器材の備えや訓練の実施等を助言しているところです。

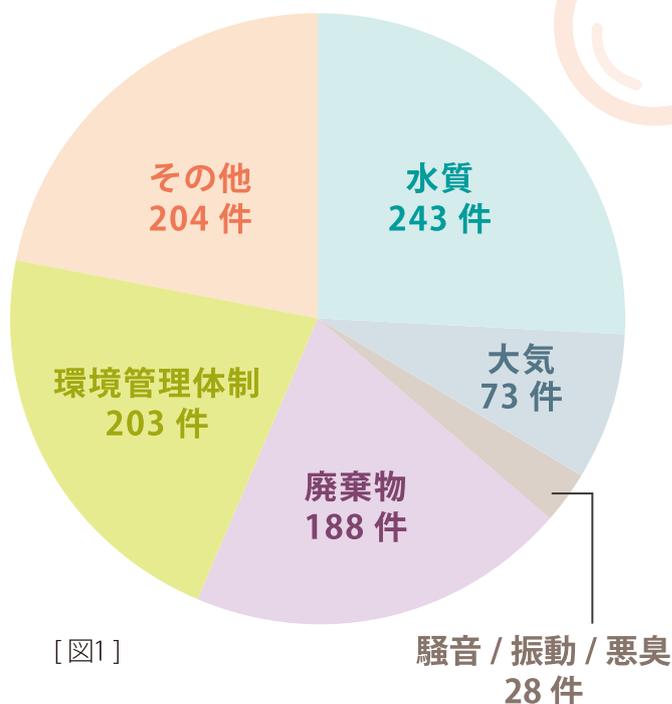
こうした中、平成29年10月に台風21号に伴う大雨により竜王町弓削地先で大規模な焼入油の流出が発生したことを受け、浸水リスクに備える重要性についても注意喚起しています。

今年8月には北九州地方を襲った記録的な大雨により、佐賀県において、同様の事態が生じました。事業場の皆様におかれましては、環境法令の遵守だけでなく、防災・減災といった観点も含めた総合的な環境保全の取組が求められるようになってきていますので、より広い視点で環境保全の取組を進めていただきますようお願いします。

## 🔍 指導内容の具体例

平成30年度の立入調査による指導・助言事項は、939件でした。その分野別の内訳は図1のとおりです。

件数は年度により増減がありますが、水質関係のものが最も多くなっています。また、平成28年度および平成29年度は水質関係の次に廃棄物関係の指導・助言事項が多くなっていましたが、平成30年度は環境管理体制が多くなりました。これは、浸水リスクに関する注意喚起を実施していることに関連して事業場の自主管理に関する助言を多く実施したことによるものです。各分野別で比較的多く見受けられた指導・助言事項は次のとおりでしたので、今後の取組の参考としてください。



[図1]

### 1 水質関係

- 特定施設の設置届出書の提出、使用原料の変更または排水量の変更に伴う構造等変更届出書の提出。
- 有害物質使用特定施設等の構造基準に係る定期点検の実施および管理要領の策定。
- 有害物質の使用状況の把握および記録の徹底。

### 2 大気関係

- ばい煙発生施設等の設置届出書の提出、廃止届出書の提出。

### 3 騒音・振動・悪臭関係

- 数量等変更届出書の提出。

### 4 廃棄物関係

- 産業廃棄物保管場所に係る掲示板の設置、水銀使用製品産業廃棄物の保管場所である旨の表示。
- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出。

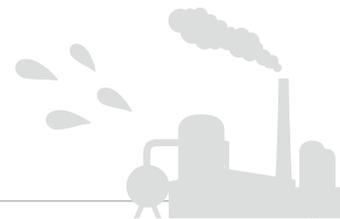
### 5 環境管理体制関係

- 貯蔵タンクや特定施設等の浸水リスクへの対応策の検討。
- 緊急連絡網の整備（行政機関の連絡先の追加）。
- 公害防止管理者等の選任。

### 6 その他

- フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の簡易点検の実施。
- PRTR法に基づく排出量および移動量の届出書の提出。
- アイドリングストップの励行。

## 🔍 最近の法令改正のポイント(動向)



### Point 1 大気汚染防止法

平成30年4月1日から新たに水銀排出施設が規定され、排ガス中の水銀の測定義務等が追加されました。また、アスベスト対策については、平成26年6月1日から解体工事の受注者等による事前調査の実施やその調査結果を発注者へ説明する義務等に関する規定が設けられたところです。さらに、事前調査の信頼性の確保等の課題があることから、現在国において法改正の検討が進められています。主な論点としては、

- ①特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等の際の石綿飛散防止対策
- ②事前調査の信頼性の確保

などであり、詳細については環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/council/07air-noise/yoshi07-12.html>)に掲載されています。

### Point 2 フロン排出抑制法

フロン類の大気中への排出抑制を進めるため、平成27年4月1日以降、第一種特定製品(業務用のエアコン・冷蔵庫・冷凍庫)の管理者は、

- ①3か月に1回以上の簡易点検の実施
- ②点検記録等の3年間の保存
- ③フロン類の漏えい時の措置

が義務付けられました。

また、令和2年4月からは、第一種特定製品の廃棄時にはフロン回収済み証明書(引取証明書等)が必要になる見込みです。

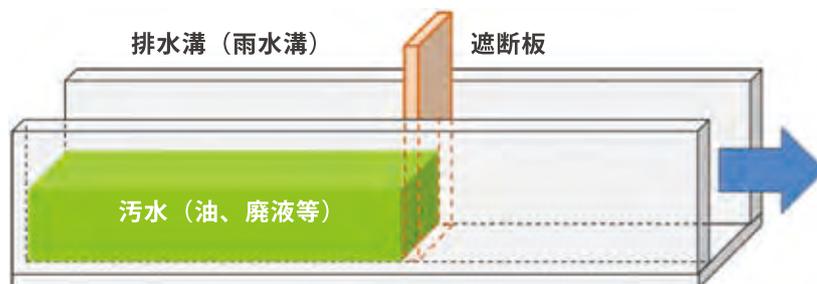
### Point 3 土壌汚染対策法

平成31年4月1日に改正法が完全施行され、届出を要する土地の形質変更の規模について、有害物質使用特定施設を設置している工場等の土地にあつては900m<sup>2</sup>以上になるなど土壌汚染対策が強化されました。また、水質汚濁防止法に基づく構造基準の遵守および定期点検の結果、有害物質が地下浸透したおそれがない場合は、構造基準の適用範囲を汚染のおそれがない土地に区分されるようになるなど、ますます汚染の未然防止対策が重要となりました。

## 🔍 今後役立つ好事例紹介

### 事例 1

環境汚染事故時に、油等が工場内排水溝を通じて工場外へ流出しないよう、排水溝に排水遮断装置(遮断板)を設置している。(右図)



### 事例 2

工場外への流出を防止するため、油貯留タンクの設置場所から水を流し、具体的にどの排水経路で事業場から流出するかを把握したうえで、土嚢の設置等の位置を決めている。

## AsahiKASEI

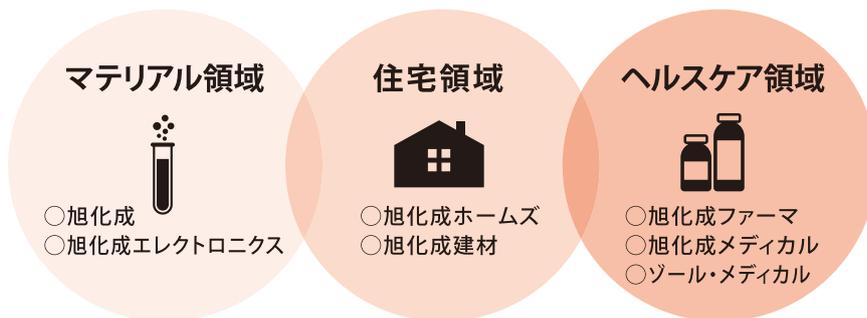
**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

2030年に向けて  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です

4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任つかう責任	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう

会社概要	
社名	旭化成株式会社 守山製造所
創業	1922年
従業員数 <sup>※</sup>	34,670名 <small>※2018年3月末</small>
2018年度業績	売上高 21,704億円 営業利益 2,096億円

### 3つの事業領域を持つ、総合科学メーカー



旭化成守山製造所では、世界の人びとの“いのち”と“くらし”に貢献するというグループ理念のもと、「LIBのセパレーター」、「ポリウレタン弾性繊維」、「合繊長繊維不織布」、「ガラスクロス」の生産・研究開発を行っています。生産活動に必要な工業用水のすべてに、製造所内に設置した井戸からくみ上げた地下水を利用しています。そのうち、間接冷却水として利用した地下水は、水質に問題がないことを確認したうえで、農業用水として供給しています。

排水管理により保たれるきれいな水は、地域の水辺に欠かせない命の水の役割を果たしています。その結果、製造所およびその周辺の河川では多様な魚が生息しています。



守山製造所では、生産活動で井戸からくみ上げた地下水を利用していること、使用した地下水は地域の農業用水として利用されているといった、事業活動、地域並びに生物多様性との関わりを踏まえて、「水」に関連する生物多様性保全活動に取り組んでいます。この活動に取り組むことにより旭化成グループの方針である「環境との共生」の実現を目指しています。

具体的な活動として、滋賀県立琵琶湖博物館と近隣自治会と連携して行う絶滅の恐れがある淡水魚「ハリヨ」の保全、企業、地域、行政や専門家と連携して行う滋賀県らしい昆虫であるトンボをテーマにしたトンボ100大作戦に取り組んでいます。

## 絶滅の恐れがある淡水魚「ハリヨ」の保全



- 事業所内で自然観察会を開催し、生物多様性保全活動の普及啓発を行っています。
- 企業が取り組む絶滅危惧種の保全活動として第三者からの評価を得ています。

## 滋賀県の生物多様性保全を目指した「トンボ 100 大作戦」



- 旭化成を含む8つの企業が連携しトンボ100大作戦に取り組んでいます。
- この取り組みは、しが生物多様性大賞を受賞し、国連生物多様性の10年日本委員会の連携事業に認定されました。



- トンボ100大作戦の一環として守山市や近隣自治会と協働でのトンボ観察会を開催しています。

『リチウムイオン二次電池』の発明により、2019年のノーベル化学賞を受賞された旭化成株式会社 名誉フェロー 吉野彰 氏に心よりお祝い申し上げます。

(公社)滋賀県環境保全協会

# 地域別環境保全研修会 | まとめ

## 滋賀県各環境事務所・大津市との共催事業

この研修会は、地域の企業が県の工場立入調査と最新の法改正の情報提供に対してお互いに意見交換することにより、地域のレベルアップを図り、環境保全に地域行政と協働して取り組むことを目的とした平成10年度から継続している研修会です。今年度は平成31年2月～3月に下記7地域で開催しました。そして協会からは、「環境リスクの未然対応」をテーマに、1地域では、当協会環境アドバイザー・岸講師より「化学物質と産業廃棄物管理」について、6地域では、同・西田講師に「環境リスクと経営課題」についての講演をお願いしました。

単位：名、()内数字は会員

地区	日時・場所	県および大津市からの情報提供	参加者		
			今年	前年	
南部	2/4(月) 14:00～16:30 守山市立図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場等立入調査の結果等について</li> <li>土壤汚染対策法の一部改正について</li> <li>第五次滋賀県環境総合計画について</li> <li>講演「環境リスクと経営課題について」</li> </ul>	南部環境事務所 滋賀県環境政策課 西田講師	38 (9)	40 (8)
大津	2/8(金) 14:00～16:30 大津市民文化会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演「環境リスクと経営課題について」</li> <li>事例発表「環境保全活動の取組について」</li> <li>第五次滋賀県環境総合計画について</li> <li>大津市からのお知らせ</li> <li>届出および立入調査について</li> <li>ごみの分別について</li> </ul>	西田講師 日本電気硝子(株) 滋賀県環境政策課 大津市環境政策課 大津市廃棄物減量推進課	33 (4)	38 (21)
甲賀	2/20(水) 14:00～16:30 甲賀合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場立入の結果概要と今後の法改正情報</li> <li>第五次滋賀県環境総合計画について</li> <li>講演「環境リスクと経営課題について」</li> </ul>	甲賀環境事務所 滋賀県環境政策課 西田講師	38 (9)	34 (5)
湖東	2/26(火) 14:00～16:30 彦根勤労福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>土壤汚染対策法改正について</li> <li>電子マニフェスト使用の一部義務化について</li> <li>企業のCSR活動の支援について</li> <li>工場立入調査指導結果報告等について</li> <li>第五次滋賀県環境総合計画について</li> <li>講演「化学物質と産業廃棄物管理について」</li> </ul>	湖東環境事務所 滋賀県環境政策課 岸講師	64 (24)	79 (31)
東近江	2/28(木) 14:00～16:30 近江八幡商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場立入調査指導結果報告等について</li> <li>土壤汚染対策法改正について</li> <li>第五次滋賀県環境総合計画について</li> <li>講演「環境リスクと経営課題について」</li> </ul>	東近江環境事務所 滋賀県環境政策課 西田講師	67 (16)	54 (15)
高島	3/4(月) 14:00～16:30 新旭公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場立入調査指導結果報告等について</li> <li>土壤汚染対策法の改正について</li> <li>廃棄物処理法の改正等について</li> <li>第五次滋賀県環境総合計画について</li> <li>講演「環境リスクと経営課題について」</li> </ul>	高島環境事務所 滋賀県環境政策課 西田講師	26 (6)	19 (4)
湖北	3/12(火) 14:00～16:30 長浜市民交流ふれあいホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場立入調査結果、環境事故事例、 ・環境法令等の改正概要</li> <li>第五次滋賀県環境総合計画について</li> <li>事例発表「環境保全活動取組」</li> <li>講演「環境リスクと経営課題について」</li> </ul>	湖北環境事務所 滋賀県環境政策課 利高工業(株)/高橋金属(株) 西田講師	56 (36)	52 (20)
参加者合計				322 (104)	316 (104)

参加者は前年比102%、会員参加者は前年比100%

# アンケート



## Answer 1 業種別

参加者322名中295名  
回答あり、92%の回収率

製造	建設	サービス	運輸・倉庫
239名	10名	10名	2名
卸売小売	学校・病院	行政	その他
11名	1名	11名	11名

## Answer 2 研修会について

48名	大いに参考になった
205名	参考になった
36名	どちらでもない
6名	あまり参考にならなかった
0名	参考にならなかった

## Answer 3 行政の情報提供について

- 土壤汚染対策法の一部改正をはじめとする法改正等まとまった情報が得られた ..... (45)
- 指導内容と工場立入り調査の内容が参考になった ..... (38)
- 気候変動適応法が参考になった ..... (8)
- 油流出事故(油漏れなど緊急に備えて)の説明が分かりやすかった ..... (5)
- 滋賀県防災情報マップは参考になった ..... (2)
- 届出漏れが多いこと、注意点がわかった ..... (2)
- 産業廃棄物についての参考とリスク管理の事例を確認でき、参考になった ..... (2)
- PCBや油の漏洩事故について必要な対策を知れて大変参考になった ..... (1)
- 改正フロン点検記録の保管を再認識した ..... (1)
- 時間の都合もあるだろうが管内での具体的取組事例をもっと紹介して欲しいなど ..... (1)

## Answer 4 滋賀県「第五次環境総合計画」について

- 環境についての県の動き(県が考えている方向性)を知ることができた ..... (24)
- SDGsと循環型社会について概要がわかった ..... (12)
- 事業所に期待される役割について参考になった ..... (4)
- 琵琶湖の現状についてわかったなど ..... (3)

## Answer 5 協会の講演について

- |  |  |
|--|--|
| <b>① 化学物質と産業廃棄物管理について</b>                          | <b>② 環境リスクと経営課題について</b>                                    |
| <input type="checkbox"/> サイレントチェンジリスクについて (10)     | <input type="checkbox"/> リスク回避について参考になることが多かった (18)        |
| <input type="checkbox"/> SDSについて (9)               | <input type="checkbox"/> リスク管理(対応)と環境保全、経営リスクの関係がわかった (15) |
| <input type="checkbox"/> 改正ROHSなど最新の情報がよくわかった (5)  | <input type="checkbox"/> ISO14001に通じており、考え方がよく分かりやすかった (6) |
| <input type="checkbox"/> フタル酸エステルリスクにつき理解できたなど (2) | <input type="checkbox"/> 想定外ではなく対策不足という考え方など (2)           |

## 「法・条例を学ぶ講習会」終了のご報告

8月23日から9月27日までの期間で6回シリーズにて、土壌、水質、産業廃棄物、騒音・振動・悪臭、大気・地球温暖化、化学物質編を滋賀県と大津市に後援いただき開催いたしました。また産業廃棄物編は(公財)滋賀県環境事業公社に共催いただきました。参加者は延べ427(会員373)名で昨年比約1.6倍となりました。講師を務めていただきました皆様、参加いただきました皆様、ありがとうございました。(詳細は次号に掲載)

# 新規入会会員のご紹介

〈令和1年 4月1日～ 9月30日〉



会社名	株式会社 クマヒラ
業種	金庫・セキュリティ機器、卸売業
従業員	696名
URL	<a href="https://www.kumahira.co.jp/">https://www.kumahira.co.jp/</a>
住所	〒520-0043 大津市中央3-2-1 セザール大津森田ビル4F
代表者氏名 及び役職	代表取締役 中山 英敏
TEL/FAX	TEL 077-521-6515 / FAX 077-521-6525
E-mail	s_furusaka@kumahira.co.jp

1898年に金庫業から創業し、以来120年以上に亘って金融機関、官公庁、美術館、博物館等から永く信頼を培ってきた「トータルセキュリティ企業」です。特に金融機関からは圧倒的な信頼をいただいております。セキュリティ設備において80%のシェアを誇ります。現在では入室管理システムやセキュリティゲート、録画監視システムなど最先端な技術を駆使したより高度なセキュリティニーズに対して最適なソリューションを提供し、セキュリティのトップブランドとして、広く社会の安心と安全を提供しています。



会社名	株式会社 杉浦
業種	建築設計・施工・請負業
従業員	10名
URL	—
住所	〒520-0822 大津市秋葉台36-31
代表者氏名 及び役職	代表取締役 杉浦 重人
TEL/FAX	TEL 077-526-3528 / FAX 077-525-1637
E-mail	sugiura@kabusugi.com

弊社は建築設計、施工管理を主たる業務とし、金融機関等の各店舗施設における営繕管理ならびにその他関連工事を請負っております。より良い品質を追求しその向上を図り、お客様のニーズにお応え出来ることを企業活動の基本と認識し、品質マネジメントシステムの継続的改善とそのサービスの提供によって『信頼される企業』を目指しております。この品質方針を基に全社員が更なる技術の向上に努めております。



会社名	第二電力 株式会社
業種	低圧産業用、および小規模高圧ソーラー設備に特化した営業及びエンジニアリング
従業員	81名
URL	<a href="http://www.daini-den.co.jp">http://www.daini-den.co.jp</a>
住所	〒540-0034 大阪市中央区島町2-1-15ITビル8階
代表者氏名 及び役職	代表取締役 寺井 宏隆
TEL/FAX	TEL 06-6943-5755 / FAX 06-6943-1118
E-mail	h.shibata@daini-den.co.jp

当社は主に工場や倉庫などの屋根をお借りして、建物所有者様の費用負担なく太陽光発電設備を設置し、発電したクリーンな電力を販売する事業に取り組んでおります。2012年の創業以来、これまでで1,411件/合計83,785kWの太陽光発電設備の設置をしており、低圧に特化した事業主としては日本最大規模の実績を有します。日本は中国や米国のように砂漠や広大な空き地がないため、遊休資産である屋根の活用が、再生可能エネルギー普及において有効な手立てと考えており、当社は本事業を推進しております。



会社名	ティーエムエルデ 株式会社
業種	環境機器販売
従業員	30名
URL	<a href="http://www.tm-erde.co.jp/">http://www.tm-erde.co.jp/</a>
住所	〒526-0105 長浜市細江町864-4
代表者氏名 及び役職	代表取締役社長 高橋 康之
TEL/FAX	TEL 0749-72-811 / FAX 0749-72-8119
E-mail	yawa2@tm-erde.co.jp

弊社ではいつでも資源リサイクルに参加できる便利な回収ステーションや環境省推進のポイント事業(エコ・アクション・ポイント)の事務局運営を展開しております。  
【営業内容】飲料容器自動回収機RVM・古紙回収機RPSの販売、資源回収ステーション「ecoひろば」の設置・プロモーション、エコ・アクション・ポイント事務局の運営、環境リサーチ及び廃棄物処理業務コンサルタント、衛生管理用除菌水 SAN-TIWSの販売



会社名	日本たばこ産業 株式会社 大津支店
業種	たばこの製造・販売
従業員	7457名(単体:2018/12/31現在)
URL	<a href="https://www.jti.co.jp/">https://www.jti.co.jp/</a>
住所	〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル3階
代表者氏名 及び役職	支店長 本尾 武志
TEL/FAX	TEL 077-522-8747 / FAX 077-522-3407
E-mail	—

JTグループでは、「たばこ事業」「医薬事業」「加工食品事業」の事業を展開しており、JTグループ共通の3つの基盤、「人権の尊重」、「環境負荷軽減と社会的責任の発揮」、「良質なガバナンスと事業規範の実行」が、JTグループのサステナビリティの取り組みを支えています。



会社名	株式会社びわ湖タイル
業種	タイル工事
従業員	9名
URL	<a href="https://www.biwako-tile.co.jp/">https://www.biwako-tile.co.jp/</a>
住所	〒520-3014 粟東市川辺201-4
代表者氏名 及び役職	代表取締役 中野 光一
TEL/FAX	TEL 077-553-1076 / FAX 077-553-2055
E-mail	info@biwako-tile.co.jp

社名に『びわ湖』が入っているのでびわ湖の環境を守り、イメージアップすることがそのまま自社のイメージにもつながってくると考えています。タイル石材の施工がメインですが、事業領域を限定することなく、いろいろなことに正正堂々とチャレンジする会社でありたいです！



会社名	株式会社 北菱モールド
業種	生産用機械器具製造業
従業員	30名
URL	<a href="http://www.hokuryo-mold.co.jp/">http://www.hokuryo-mold.co.jp/</a>
住所	〒526-0804 長浜市加納町205番地
代表者氏名 及び役職	取締役社長 二宮 信夫

TEL/FAX TEL 0749-63-7731 / FAX 0749-63-8029  
E-mail y-yamamoto@hokuryo-mold.co.jp

弊社は1983(昭和58)年創業の、プラスチック成形用金型・口金・治工具を製作する会社です。よろしくお願いたします。